

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 1 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。